

証券投資信託約款変更のお知らせ

平成二十年一月四日から、社債等の振替に関する法律に基づき、株式会社証券保管振替機構を振替機関とする上場投資信託の振替制度が開始されます。

当社を委託者とする上場投資信託である左記の対象ファンド（以下「各ファンド」といいます。）について、平成二十年一月四日に上場投資信託の振替制度に移行することを予定しており、投資信託約款に左記の変更内容に記載の変更を行ない、平成二十年一月四日より適用する予定ですので、お知らせいたします。これは振替制度に一括して移行するためのもので、投資信託の受益権の所在を明確化し、決済の効率性等を高め、受益証券の紛失・盗難のリスクを削減し、もって受益者利益に資するものと考えております。

また、上場廃止等の場合に速やかに繰上償還させるため、投資信託約款に左記の変更内容に記載の変更を行ない、平成十九年十月二十六日より適用する予定ですので、お知らせいたします。

一、対象ファンドの名称

追加型証券投資信託「ダイワ上場投信 - 日経225」、「ダイワ上場投信 - トピックス」、「ダイワ上場投信 - トピックス・コア30」、「ダイワ上場投信 - 東証電気機器株価指数」、「ダイワ上場投信 - 東証銀行業株価指数」

二、変更内容

委託者である当社は、受益者を代理して各ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として各ファンドの平成十九年十二月二十八日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託財産における交換の計上が行なわれたもので、当該交換にかかる株式の交付日が平成二十年一月四日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成二十年一月四日に振替受入簿に記載または記録するよう申請する変更を行ないます。また、その他、振替制度に移行するための所要の変更を行ないます。

各ファンドが上場廃止になった場合または各ファンドが基準価額の変動率の一致を目的としている対象指数が廃止された場合に、速やかに繰上償還（強制償還）する旨の変更を行ないます。

該当する各ファンドの受益者で右約款変更にご異議のある方は、平成十九年七月十日から平成十九年九月二十一日までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出下さい。

各ファンドのうち、右期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が、本日平成十九年七月十日の信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えないファンドは、予定通り当該信託約款の変更を平成十九年十月四日付で行ない、変更内容については平成二十年一月四日より、変更内容については平成十九年十月二十六日より適用します。この場合、ご異議のお申し出のあった当該ファンドの受益者は、自己の有する受益証券を公正な価額で、当社を通じて、当該ファンドの受託会社に対し、平成十九年十月四日より平成十九年十月二十三日までに当該受益証券に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

平成十九年七月十日

東京都中央区日本橋茅場町 2-10-5

大和証券投資信託委託株式会社